



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	近世琉球の先王廟と宗廟における昭穆觀念
Author(s)	前村, 佳幸
Citation	琉球大学教育学部紀要 = Bulletin of Faculty of Education University of the Ryukyus(91): 17-28
Issue Date	2017-09
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/37265
Rights	

近世琉球の先王廟と宗廟における昭穆観念

前村 佳幸*

The establishment of two shrines for successive Ryukyu kings and introduction of the Sho-boku(Zhao-Mu) order in the reign of the second Sho dynasty

Yoshiyuki MAEMURA

Summary

Tai-byo (an ancestral shrine) was erected for the second royal line of the Sho dynasty. Sen-o-byo (the shrine for old kings) was dedicated to successive kings who came from several dynasties in Ryukyu Islands. In the Chinese-style system, Tai-byo (Tai miao) refers to a shrine of the House of a ruler where the spirit tablets of the ancestors are placed on both sides of the founder's tablet, with successive generations placed on alternate sides. According to the Sho-boku(Zhao-Mu) order, the tablets of the father and the son should not to be placed on the same side (Sho or boku) of the altar. This paper examines the changes in the positions of the shrines and the placement of the tablets to understand the national significance of the two Ryukyu shrines from the late 17th century to the early 18th century. It is noteworthy that the Sho-boku order was adopted gradually based on the system peculiar to the Ryukyuan and has transformed into a system unique to East Asia. In Tai-byo, as the founder of the second royal line of the Sho dynasty, Sho Yen's enduring position of honor had been established, while in Sen-o-byo, as the first king of the Ryukyu, Shun Ten's tablet was located at the center of the altar. At the same time, even if the king's legitimate son (seshi) had not become the successor, his tablet was placed on the Sho or boku side of the shrines. Thus, the Chinese order was applied in the two shrines to appeal to the predominance and legitimacy of the second Sho dynasty.

はじめに

筆者は、先に近世琉球の士族層における家統意識と継承の実態について検討した。そこでは、実弟・外孫・異姓による継承もやむを得ない場合は可能としており、中国的な観念を墨守するようなものではなかったことを確認することができた¹。そして、中国的な原則との乖離は昭穆において顕著であったように思われる。昭穆とは、中国的な祖先崇拜の場において、自己の父系の先祖の神主を世代ごとに昭と穆の側に分けて配置する原則のことであり、男系の尊卑関係を明確にする意識を

反映したものである。このことは、儒学でも重視されていた。『礼記』の「礼ニ曰く、君子ハ孫ヲ抱キテ子ヲ抱カズ、ト。此レ孫ハ以テ王父ノ尸タル可ク、子ハ以テ父ノ尸タル可カラザルヲ言フナリ」(曲礼)という一節では、己の死後、祭祀の際に己の尸(かたしろ)を勤めるのは子ではなく孫であるとされており、後に神主が尸の替わりとなり、神主が世代ごとに昭と穆に分かれて配置されるようになると、昭穆と関連づけられるようになった。

近世中国では、科挙などにより世襲原理は希薄となった。これに対して、西周で行われていたと

* 琉球大学教育学部社会科教育専修所属

いう宗法復活の観点から、官僚となった者を太祖（始祖）として廟を設け、その嫡系からの永続的な祭祀をはかり、そうした名家の系譜を公的に認証していくことを求める主張もあった。それでも、社会の実態からすると亡父から高祖父（祖父の祖父）まで四世代の神主を祭祀する「小宗主義」の方が実践的であったようである²。これに対して、帝王は国家的祭祀の対象として別格の存在であった。琉球において、王と臣下との間にはどのような差異が見いだされるだろうか。

いつの王代に創建されたのか定かでない崇元寺には³先王廟が設けられており、そこで冊封使が先代の王に対して執り行う諭祭は、冊封儀礼の一環を為すものであり、近世琉球の王権にとって最も重要な儀礼施設の一つであった。そして、首里城に隣接する円覚寺は第二尚氏嫡系の菩提寺とされ、尚侯爵家の東京移転まで王が先祖を祀るための宗廟が設けられていた。

先王廟や円覚寺などにおける王とその先祖への祭祀については、近世琉球の王権と儀礼の観点から、豊見山和行氏が国家的祭祀への転換にともなう儒教的な制度・論理の導入と意義をめぐる、久米村系知識人（儒臣）による諮問内容や関連事項の編年の整理などを多面かつ詳細に考察されている⁴。豊見山和行氏は先王廟を宗廟として認識しておられるようである。宗廟とは君主が自己の先祖を祀る場所であり、最古の舜天（位1187?~1237?）から第二尚氏の先代まで歴代の中山王の神主すべてを安置していた崇元寺の先王廟を宗廟とみなして妥当なのか、さらに久米村の蔡文溥や鄭弘良らの⁵所見がどのような意味において「中国的規範」に忠実なのか、引き続き検討が必要のように思われる。その一環として小稿では、清代の中国人による使琉球録という実見記録と廟制に関連する琉球側の史料により、国家的祭祀の場である先王廟および太廟における歴代王の神主配置における昭穆観念について検討し、近世琉球人の王統観の一面を考察してみたい。

1. 先王廟における神主配置

1683年（尚貞王15年）に尚貞王（位1669~1709）の冊封のために来琉した汪楫は帰国後に刊行した書物に「琉球国先王廟神主序次図」を掲載しているが、当地の神主配置に困惑した様子が窺える。

舜天は中に居り、左は英祖、右は察度、是れ不祧の位の似し。制は皆な甚だ朴たり。寧・豊・賢・質四主の制は漸く萃む。即ち中三主の左右に列ぬ。豈に高・曾・祖・考の義あらんや。諸皆な神主と称し独だ此れ四主のみ尊霊と称し未だ葬らざる故と曰う。寧は康翁と為し、豊は宗盛と為し、賢は秀英と為し、質は直高と為す。或いは諡と曰い或いは曰く生時の別字なりと。其の余の序次は多く淆れ未だ其の義を詳にせず。歴代多く王叔撰政せしが故に之を祀る。今王の弟も亦た撰政王と称すという。（汪楫撰『中山沿革志』）⁶

この書では、上下巻で第二尚氏以前と以降の王代を区別しているが、中央に配置される舜天、英祖、察度が「不祧之位」にあり最も尊ばれていたことは一目瞭然であったと思われる。しかし、尚寧王、尚豊王、尚賢王、尚質王については今王（尚貞王）から四代前から先代までの王であることが示されているだけであり、実は同一世代の尚寧王と尚豊王、尚賢王と尚質王が隣り合っており、その神主には高・曾・祖・考の字の代わりそれぞれの別号が記されており、これらの四位の神主がいずれ左右に交互に移されるであろう趣旨だけが理解されている。四位の神主が特別に安置されているのも「尊霊」として葬儀が完了していないからと説明されていたようであり、尚寧王以前については、撰政を務めた王族⁷も入っているかのように思われている。

歴代王統の系譜を知る立場から【図1】「琉球国先王廟神主序次図」を見ると、向かって左側（神主からみて右）は右側より古い王統に当てられている。そして、第二尚氏の王の神位は中央三位の左右にも置かれており、その開祖尚円王は右側に

舜馬 義本 武寧 思紹 玉城 西威 英慈 尚忠	尚真 尚元	● 尚賢 尚質	察度 舜天 英祖	尚豊 尚寧 ○	○ 尚永 尚清 尚円 宣威	尚德 尚泰 尚久 尚金 尚福 尚思 尚達 尚巴 尚志	大成
--	----------	---------------	----------------	---------------	---------------------------	--	----

【図1】「琉球国先王廟神主序次図」（『中山沿革志』、1683年）

あるが、弟の尚宣威がその右にあり特別な場所を占めているようには見えない。左右両端には第一尚氏以前の王統の神主が置かれている。

舜天の王統は、二代目の舜馬順熙を左側の端とし、中央に向かい末代の義本を置き、英祖王統も左側から配置することにしつつ二代目の大成で右側の端を固め、察度王統になるとまた左側に二代目の武寧を配置し、その王統のスペースを設定したようにも解せる。

第一尚氏については、右側に尚巴志があり、尚忠以外の王が右から左へと中央に向かって世代ではなく即位順（尚思達→尚金福→尚泰久→尚徳）に配置されている。初代尚思紹と三代尚忠左側にあり、その間に英祖王統の神位が置かれているのである。尚思紹については思紹とのみ記し、舜天からの断絶することなき王統において尚巴志から尚姓を名乗るようになったことを示唆しているかのようである。また英祖王統については、中央に向かって左から右へと即位順（英慈→玉城→西威）になっておらず右側のように対称的でない。さらに、次の察度王統の末代武寧の隣に尚思紹が配されている。これは、第一尚氏への移行を示しているのか、左側がどのような原則に基づいているのか、筆者には未だによく分からないが、あえていえば王統の交替を不明瞭にしているように思える。

なお、天子や宗廟の神主は南面するが、その側からすると左が尊位とされる（趙翼『陔余叢考』卷21「尚左尚右」）。【図1】によると、中央三位では察度より先の英祖が左にある。また、図示していないが、王の神主から見て歴代有功王叔が左、歴代王妃が右に合祀されている。そして、左側に尚巴志と尚円が位置することから、この部分が重視され、右側の配置にも影響を及ぼしたことが推測される。

このように、第二尚氏については第一尚氏の内側に配置されて中央の神位の左右を固めており明らかに上位にある。神主の大きさや神主を置く壇

の高さに差があれば、それはさらに明瞭であっただろう。第二尚氏の系譜に即して見ると、右側に尚円王（初代）・尚宣威（二代）、尚清（四代）、尚永（六代）、そして左側の端から尚真（三代）、尚元（五代）が置かれている。つまり、尚円・尚宣威兄弟を例外とすれば、即位順に左右交互に神主を置く原則が見いだされる。そして、兄弟のような同一世代を同じ側に置くことこそ昭穆に適うことであり、尚円は開祖なので端に置くこととはばかったのかもしれない。中国人には無原則に見えても、「琉球国先王廟神主序次図」の神位配置においては、第二尚氏の部分は別格とされ、左右交互に配置するという点では昭穆観念もまた参考にされていたように思われる。

ただし、四代先は「神主」ではなく「尊霊」とされていて開祖の尚円は特別に祀られず儒式の靈廟としては徹底していない。そして、第二尚氏の神位のスペースは王の交代により内へ内へと狭まるようになっている。また、中央を挟んで左右に二位づつある神位は新しい神位が入るたびに大きく動かす必要がある。右の二位では尚寧が右端にあり、左の二位では先代の尚質ではなく兄の尚賢が左端に配されている【図1】。それぞれの端が上位にあることが窺われるが、これにより、神主の交替の際には左から右へ尊から卑へとスライドしていくことにはならないからである。その後、尚賢・尚質のように兄弟の場合、同じ側に移したのか、左右に分けたのかどうか不明である。

近世中国では宋や明の場合、王朝の創始者は自身の父祖四代を皇帝に追尊して宗廟に奉安しており、生前の身分は全く問題にならなかった。さらに、これとは別に歴代王朝の主要な帝王を指定し、先王廟を設けて祭礼を行わせていた⁸。蔡文溥（前祝嶺親方）もこのことは知っていたはずであるが、1697年（丁丑）に尚真王の父尚稷、尚寧王の父尚懿、そして尚豊王の父尚久が王に追尊され先王廟に神主が置かれていたことに対し⁹、尚稷は円覚寺に移すべきであるとの見解を示している¹⁰。蔡



【図2】「先王廟神主昭穆図」（『中山伝信録』、1719年）

文溥には、崇元寺で第二尚氏の先祖祭祀がなされ、円覚寺の廟が仏式であることから、「崇元寺ハ歴王廟、円覚寺ハ宗廟与相唱候儀、不可然様ニ奉存候」という認識が根底にあり、王の祖先祭祀よりも冊封による王統の序列を重視しているのである¹¹。蔡温の修訂した『中山世譜』巻6でも崇元寺の先王廟を「中山国王廟」として「私廟の較ぶる所に非」ずと云う（1725年）。これら久米村儒臣の論理によれば、先王廟における神主の配置は即位の序列を基準とするので、おのずと昭穆は問題にならないだろう。

ただ、琉球の先王廟のように、家系の異なる歴代の王も合祀することは、そもそも「儒式」とか「昭穆」というものではなく、むしろ国家的祭祀と自己の祖先に対する祭祀とが混交した状態である。それでも、前者が制度的に整備されるに従い宗廟の公的な性格も意識されるようになっていった。また、この時点の崇元寺では、祖先祭祀のための宗廟の性格が強く、高祖父以下四代を祀る太廟と先祖の全ての王の神位を祀る祧廟とが並んでいる。この基準からすると、次の尚貞王の神位を祭祀するために七代尚寧の神位は右側の第五代尚元王の右に移されたと推測される。

しかしながら、このような配置法は中国人にとって不可解というだけでなく、なによりも当事者の王府にとってなお不定形であったようである。その結果として、【図2】「先王廟神主昭穆図」（『中山伝信録』、1719年）によれば、舜天だけが中央にあり、その両側において古い方から新しい方へと外側に配置されるようになっていく。さらに、向かって左側（西）を穆、右側（東）を昭とし、第二尚氏に関しては、兄弟の尚円・尚宣威、尚賢・尚質は同じ側（昭穆）にあることから明白なように、【図1】のような即位順ではなく世代ごとに交互に配置するようになっていく。さらに、第二尚氏の神主は外側へと延ばしていけばよいので、神主の位置と王位継承の先後関係は明確となり、制度として洗練されていることが分かる。

【図2】では、尚貞王の孫である尚益王は「昭」、子の世子尚純は「穆」に配されている。祭祀の場において、王の父を「王」と追尊していることは、『中山世譜』の記す通りの扱いである。これは尚敬王の意向を背景にしており、父祖を尊ぶ孝道の精

神に適いつつ¹²、本来の昭穆観念にも反しない。蔡文溥は、冊封を受けていないことから尚宣威・尚賢・尚益の王号に難色を示したが、尚純については崇元寺・円覚寺での祭祀を勧めている¹³。結局、そこでの祭祀対象にならなかったのは、後になって追尊しようとした傍系の王父のみである。冊封されていないことについては、そもそも舜天などがそうなのだから、琉球の王統の古さと連続性を考えれば、さほど障壁とならなかったのだろう。

ところで、尚寧王と尚豊王に関しては、尚寧王が「穆」、尚豊王は「昭」となっているから、『中山世譜』の「大琉球国中山万世王統之図」と対応しているけれども、真の続柄が族兄弟（尚真王をルーツとする同一世代）であることは、明朝との往来公文書を参照しても分からない。琉球で中国人が参照し得たのは『中山世譜』であるが、このことは薩摩との関係を記す附巻にある。これにより、先王廟における真の「昭穆」は、尚豊王の神主以降に合致するようになったと言える。しかも、王ではなかった尚純の神主を加えてのことなのであるから、この原則を守るためには、後に尚温王の父の尚哲（1759~1795）が穆に置かれ、尚灝王（位1804~1834）は兄の尚温王と同じ昭に配置され、尚育王（位1835~1847）は従兄の尚成王（位1803）と同じ穆に配置されなければならなかったはずである。

1800年に尚温王（位1795~1802）の冊封のために来た李鼎元によれば、神主の側から見て「左は昭、舜馬より尚穆に至る共せて十六位、右は穆、義本より尚敬に至る共せて十五位」とあるので¹⁴、昭穆通りに安置されており、論祭の対象外である尚哲の神主について言及されていないことを除けば、1800年においても1719年の冊封後に徐葆光が見た原則が踏襲されていることが分かる。この時、四代の冊封使による扁額も掲げられていた先王廟において、昭穆観念は十分に反映されていたといえよう。ただし、それは第二尚氏のみであった。

第一尚氏については、蔡温修訂の『中山世譜』における「歴代国王世統総図」（1725年）および「尚思紹王世統之図」が王統を即位順に直線的に記しているように、『中山伝信録』における【図2】「先王廟神主昭穆図」（1719年）でも神主を即位順に左右交互に並べており、実際の続柄に対応して

いない。つまり、尚巴志は父の思紹を王に奉じ、尚巴志の後は子尚忠、孫の尚思達と続くも、その後は叔父の尚金福・泰久、そして尚泰久の子尚徳と継承されて第二尚氏に移行し4世7代64年で滅びたが、このことは、尚金福・尚泰久が「王叔」「王弟」として冊封を乞うたことを記す中国側の史料も参照して編纂された『中山世譜』本文でようやく判明することである。

このように、舜天以下三位と四代前までの王の神位（尊霊）の組み合わせであったものから、17世紀末から18世紀前半にかけて、舜天のみを不動の中軸に据え、さらに第二尚氏王統の四代以前の神位の祭祀は円覚寺の宗廟で挙行するように変更された。その過程においては、まず崇元寺の神位配置を確立し、その上で先王廟と宗廟の位置づけを明確にする方針が展開したのである。

2. 円覚寺宗廟の位置づけ

円覚寺が第二尚氏の宗廟に指定された1728年以降、尚思紹・尚巴志を除く第一尚氏諸王の神主を新たに作り龍福寺に安置することになった。

『球陽』には「天孫氏・尚忠・尚泰久・尚思達・尚金福・尚徳等の王の神牌を創建し、龍福寺に奉安す。素より有つ所の先王の神牌、合に其の序を定むべし。」と題して次のようにある。

龍福寺の内に其の六位の神牌有ること無し。是の年に至り、新たに此の六牌を製り、其の有つ所の神主と与に、改むるに昭穆を以て其の序と為し、以て便ち其の寺廟の内に奉安せしむ¹⁵。『球陽』巻11、尚敬王16年

この記事によれば、「昭穆」を基準に配置するとしており、天孫氏が中央にあると考えられるので¹⁶、尚巴志の子である尚忠・尚泰久・尚金福が「昭」であれば、孫の尚思達・尚徳が「穆」となる配置が考えられる。しかも、わざわざ先王廟とは別に創建しているのだから、即位順とは異なる配置だったのかも知れない。推測はともかく、尚巴志と父思紹の「神牌」について言及されていないことは注意を要する。それでは、なぜ尚思紹・尚巴志は別の扱いなのであろうか。尚貞王30年(1698)における議論が注目される。

一 宗廟御祭之御規式段、往昔、舜天・英祖・察度・尚質様御四位ハ御祭之時、奠帛献酒之御

儀式御座候処、尚円様者御当代御始祖ニ而、右御祭可有之処、如何様願筋ニ而、此以前無御座候与相考申候得共、久米村仕置無之ニ付、諸書見合候得者、右廟之様子与ハ相替候何共難致了簡御座候ニ付、此中口之通御召成可恐乍申上候処、又者一往委敷相考詮議相究可上旨、被仰付候条を詮議候得者、尚円様ハ御始祖ニ而御祭有之候而可罷奉存候、左候得者、御当国之儀、於往昔、中山・南山・北山三分ニ有之候処、尚巴志様之御時、一統御相成、御勲功有之候。其上、永楽之時代、尚姓被為遊御拜領段、是中山世称尚姓之由、大明会典ニ相見得申候。尚円様者御他系ニ御座候得共、請封之砌、尚巴志様御子孫之由、皇帝様江被仰上候由、久米村案書ニ被相見得申候。然者、尚円様御祭有之候時者、尚巴志様も弥御祭有之不申者不宜儀御座候、両御先王者御同前奠帛献酒之御祭有之度奉存候条、此等之趣、宜御取成御披露頼上候。以上。康熙三拾七年戊寅十一月（「御宗廟御位牌加那志之儀ニ付詮議事」）¹⁷

この宗廟では、先代の尚質王に加えて舜天・英祖・察度までが祭祀対象となっており、崇元寺の先王廟を指しているのであろう。そこで、尚円王を特別に祀る理由づけのために、尚円（金丸）が尚姓で冊封を受けたことを強調し、三山の統一者にして尚姓の元祖としての尚巴志（尚思紹は父）と尚円とを直接結びつけている。尚円を祀るのなら尚巴志もという主張であるが、後に蔡文溥も尚円が尚徳王の世子として冊封を受けたことを強調している¹⁸。この詮議は、崇元寺で尚氏の王が祭祀を受けられるよう望む王府の意向を反映したものだという¹⁹。注目すべきは、この段階では、先祖の異なる尚巴志と抱き合わせることで、ようやく尚円への祭祀を正当化することができたということである。しかし、それで満足していたわけではなく、龍舟の漕ぎ手が参拝することを禁じたり（『球陽』巻9、尚貞王30年「禁止以龍舟頭尾放在宗廟檀上」）、【図2】の神主配置にするなどして、「国廟」（『琉球国旧記』巻3）でも第二尚氏の王統を特段に尊ぶよう改変していったのである。なお実際に尚巴志を円覚寺宗廟でも祭祀することになったのかどうかに関しては、本寺は尚真王が父尚円王のために創建したものであるから考えにくい。先

の『球陽』記事の通り、1728年の段階で龍福寺に神主が安置されていなくとも、それ以外の廟で奉安されていたのだろう。

他方において、「他系」と名言されている通り尚円が尚巴志の子孫でないことは自明のことであった。そこで、1697年には尚円の実父を尚稷として王に追封し²⁰、1699年には円覚寺宗廟（太廟）にも神位が安置された²¹。これは一時的なことであったが、その代わりに円覚寺では尚円が王統の祖として明確に位置づけられるようになる。

先王廟の神主配置の見直しが行われた後、蔡温による『中山世譜』の修訂があり（1724年）²²、次いで円覚寺が王家嫡系の宗廟として正式に指定された（1728年）。

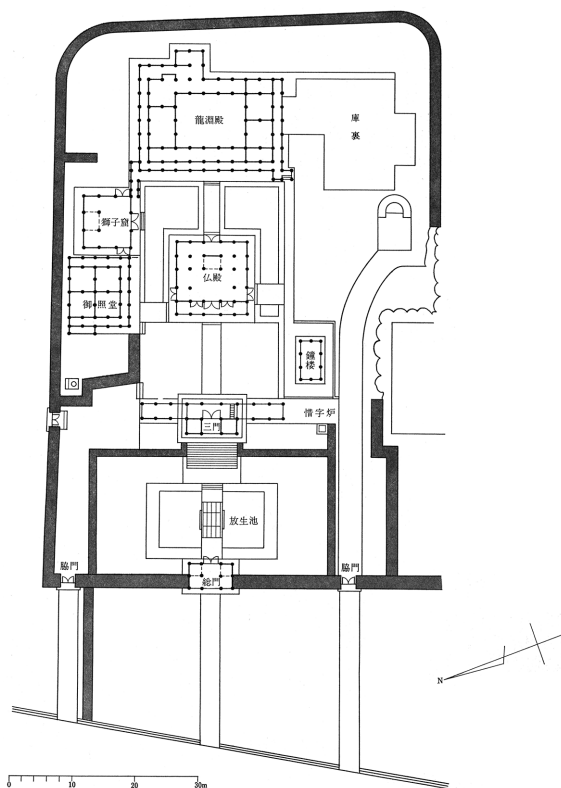
円覚寺は素より仏像を大殿に奉ず。而して大殿の側に小堂二座を別構し、名づくるに御照堂と曰い、以て先王の神主を奉ず。今番、改むるに大殿を以て宗廟と為し、其の照堂一座を將て小堂に改修し、以て仏像を奉るに獅子

窟と名づく。次一座は小堂に改構し、法堂の僧を移棲せしむ。其の余は旧貫に仍りて敢て改めず。（『球陽』巻11、尚敬王16年）²³

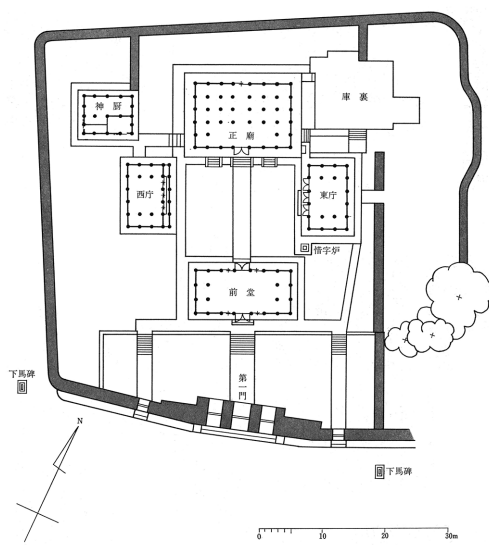
仏像と神位が上下所を変えたわけであるが、これにより南面していた宗廟は円覚寺総門に直面することになった【図3】。論祭を受けるための儀礼空間である崇元寺も南面している【図4】。この変更が臨済宗の巨利円覚寺のプランそのものを改めることにはならなかったことを附言しておきたい²⁴。

円覚寺住持徳叟の上申（1722年）は、変更以前の宗廟の内部と神主の配置を窺うことのできる貴重な史料となっている。徳叟によると、歴代王の神主は全て「百世不祧」として奉安されるべきであって、尚円王・尚真王は別として、現王の高祖までしか祀らないのは、「儒式」によるもので、琉球本来のあり方ではないと主張する。

もと原より円覚寺大殿の中間は仏に供し、左右二間は先王七世以下の神主を奉安す。又大殿前の右列に二廡を設け、神殿と為す。一に上御照堂と称し、一に下御照堂と称す。堂に各おの三間三龕あり。上堂の中龕は始祖諱円、左龕は二世諱真、右龕は三世諱清なり。下堂の中龕は四世諱元、左龕は五世諱永、右龕は六世寧なり。大殿二間に至りては、左間は右を以て上と為し、第一位は七世諱豊、第二位



【図3】円覚寺配置図



【図4】崇元寺配置図

は九世諱質、第三位は十一世諱純なり。右間は左を以て上と為し、第一位は八世諱賢、第二位は十世諱貞、第三位は十二世諱益なり、皆な世を以て序と為す。百世不祧は、是れ旧法為り、蓋し仏に出づるなり。嗣後の列法は、上堂の中龕は諱円（今王が始祖）、左龕は諱質（今王が高祖）、右龕は諱貞（今王が曾祖）なり。下堂の中龕は諱真（円王の子）、左龕は諱益（今王の父）、右龕は諱純（今王の祖なるも未だ請封に及ばずして薨る）。按ずらく、円王・真王は俱に各堂の中龕に於いて位し、此れ円王を以て始祖と為し、真王を以て太宗と為し、其の余の五世に係らざる神主を以て、大殿に祧すは、蓋し儒より出づるか。茲に住持徳叟言すらく「今、先王の神位は仏法に合わず、本国は仏法を以て宗祀を奉らば、則ち其の位列は応に旧法の如くすべし」と。王上、之に依る。『球陽』巻11、尚敬王10年²⁵

円覚寺境内奥の大殿中央には本尊があり、その左右の壁側が当時の尚敬王の父祖から尚豊王までの七位の廟所とされており、向かって右側（左間）では対面して左から右、左側（右間）では右から左へと安置されていた。尚賢王と尚質王は左右に分かれており、「世を以て序と為す」とはいうものの、即位順に左間・右間交互に安置する原則だったようである。それ以前の尚寧王から尚円王までの六位は、大殿の前（【図3】仏殿の横）に建てられた三間ほどのスペースの御照堂にあった。

「嗣後の列法」では、父祖の神主は上下の御照堂に安置されている。堂にはそれぞれ三つの龕（仕切り）があり、その中央を尚円・尚真の不動の位置とし、左右に二位の神主を奉安するようになっており、それ以外の神主は大殿に移されるようになったようである。尚敬王から見ると、上堂の尚円王の右が尚質王、左が尚貞王であり、下堂の尚真王の右が尚益王、左が世子尚純となる。御照堂にて七代以前の古い先祖を祀るという「旧法（仏式）」は「儒式」へと移行していった。それは、「不祧の主」たる尚円王と尚真王を別格として王の高祖父までの祭祀を太廟で行い、それ以外の古い祖先は祧廟で祀るものであり、これにより、太廟と祧廟から成る宗廟の性格が明確となり、さらに円覚寺大殿が宗廟に指定されるに至ったのである。

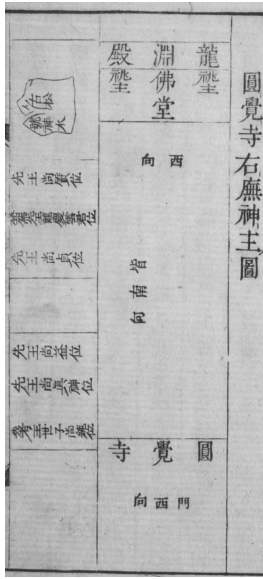
3. 宗廟における神位配置

1719年（尚敬王7年）、円覚寺を参詣した徐葆光は、円覚寺住持の徳叟が「儒式」とする太廟と祧廟の実態を裏書きしている。

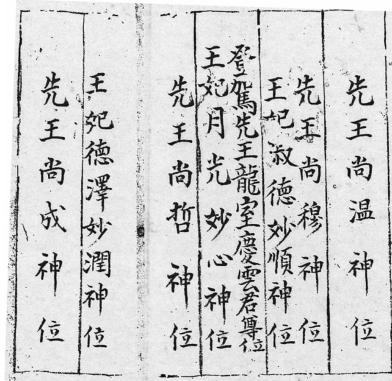
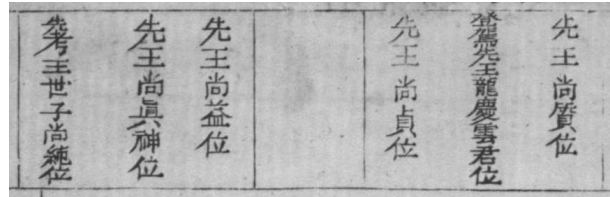
仏殿、中一間は仏に供す。左右は夾室が如く、已に祧せし先王の神主を蔵す。仏殿の前、右廡を神殿と為し、二堂を並列す。堂は各おの三間、皆な南向す。上一堂に三龕あり。中は尚円為り、「龍慶雲君」とは蓋し其の諡なり。是れ国王の始祖為り。左龕は尚質、今王の高祖なり。右龕は尚貞、今王の曾祖なり。下一堂に三龕あり。尚真為り、乃ち尚円が子、是れ国王の太宗にして、始祖尚円と与に皆な不祧の主為り、故に皆な正中の一龕に居る。左は尚益。今王の父なり。右龕は尚純、今王の祖なり。（徐葆光撰『中山伝信録』巻5、礼儀）²⁶

尚円王と尚真王を「始祖」「太宗」として不祧の祖とし、太廟（神殿）の下に二つの廟（堂）を有することについては分相応とみたのか異論はないようである。尚質王以前の神主は祧廟に移されている。1721年に円覚寺の大殿が焼失した際、住持が尚清王の神主を持ち出せず流罪となっていることからすると²⁷、このころ太廟では尚円王と尚真王以外は四代まで安置していたことが明らかである。問題は、合祀される神主の配置方法である。徐葆光は「左龕は尚益、今王の父なり。右龕は尚純、今王の祖なり。父反て左に居り、祖反て右に居るは、昭穆の位定まり、同尊を嫌わざればなり」と言う²⁸。すなわち、堂は南面して神主から見て左が上堂で尊であり、尚円王（登駕先王龍慶雲君）の左が当時の尚敬王の高祖尚質王、右が曾祖父尚貞王である。これを敷衍すると、下堂では左は祖父尚純、右が父尚益王が位置するべきである。しかし、【図5】「円覚寺右廡神主図」（『中山伝信録』、1719年）の通り、実際には逆となっている。これが解せないのであろう。

神主から見て左側に尚円王の堂があり、その左右に神位を一位づつ配置しており、尚円王の堂では世代の尊卑と左右の上下関係は対応しているけれども、右側の尚真王の堂では逆になっている。このため、【図5】では、父は祖父の左にある。これにより、高祖父（尚質王）が退廟の際、そこに



【図5】圓覺寺右廡神主図
右上は「右廡」の拡大
(琉球大学附属図書館提供)



【図6】寝廟神位の配置
(那覇市歴史博物館提供)

入るのは己（尚敬王）ではなく右の曾祖父（尚貞王）であり、左端の祖父（尚純）が下堂から尚円王の右側に移ることになる。己は亡父（尚益王）の位置に入り、亡父は尚眞王の右に移る。これが昭穆の原則による神主の扱いと異なるのである。しかし、これは【図1】「琉球国先王廟神主序次図」（1683年）における現王の四代先まで配置する方式と同様である。なぜこのような一見変則的な配置になるのか考えると、尚円王・尚眞王を左と右の軸として、相対的な尊者によって左端と右端を固めているからであろう。

尚円王・尚眞王の神主それぞれが廟の主として「不祧之主」として不動の位置にあり、これにより新しい神主が尚眞王の左に入ると、それぞれの神主は上堂では尚円王の右から左、下堂では一旦、尚眞王の左から右、次いで右は上堂尚円王の右に移り、五代目となる神主が堂から出されるとして【図5】を解釈するならば、【図1】における尚寧・尚豊、尚賢・尚質の関係と同一の規則性があるといえる。

ただし、昭穆原理にのつとると、神主は昭から穆ないし穆から昭へと移転しないし、世代交代ごとに最も古い神主は昭・穆の間で交互に現れる。したがって、【図1】の中心両翼と【図5】の神位

配置は厳密にはなお昭穆原理に適うものではない。

【図6】は、1832年（尚灝王29年）に首里城内の寝廟に尚円王と王妃の神位を安置した際のものである²⁹。これを見ると、尚円王を中央とし、向かって右側に尚温王と尚穆王、左側に尚成王と世子尚哲が配されている。左右の端は卑属の位置とされ、世代交替により昭穆交互に入廟していることが分かる。しかしながら、尚灝王にとって尚穆王は祖父、尚哲は父、尚温王は兄、尚成王は甥の続柄であり、尚円王以外の神位が四主のみの場合、四世代でなく在位を基準とした四代ならば、尚穆王の神主は早々に退廟せざるを得ない。それは太廟でも同じことであり、尚灝王の後には昭穆が再び問題となった。

1728年以降の宗廟の内部については、1757年（尚穆王6年）の冊封副使周焯による『琉球国志略』の記述が注目される。

円覚寺の内に亦た先王の神位有り。中の一龕に五主あり。正中に尚円を祀り、龍慶雲君と称すは蓋し其れ私諡なりて、不祧の祖と為す。中左の第一主は尚貞を祀り高祖と為す。中右の第一主は尚純を祀り曾と為す。中左の第二主は尚益を祀り祖と為す。中右の第二主は尚敬を祀り禰と為す。左一龕の正中は尚稷、左

第一の主は尚清、右第一の主は尚永、左第二の主は尚豊、右第二の主は尚質なり。右一龕の正中は尚真、左第一の主は尚元、右第一主は尚寧、左第二の主は尚賢、皆な祧主なり。伝信録の記す所と大いに異なる。『琉球国志略』巻7、祠廟)³⁰

これによると、尚円を中心にした龕を太廟として、左右の龕を祧廟としていたことが窺える。太廟では、尚穆王にとって高祖父から亡父までの父祖が昭穆の原則に従って配置されており、第一位の場所は左右の端を指しているようである。これにより、尚穆王の神位が入り、尚貞王の神位が出る際には、先に示したようなやり方で位置の変更がなされたと考えられる。なお、祧廟については、尚円の父尚稷を中心にした左の龕が尊の位置にあり、これも端の世代が古く、左右と配置されている神主は、先王廟と同じ昭穆順となっている。右の龕は尚真王を中心にしており、右の第二位が空いているが、ここに尚貞王の神位が移るようになっていたのだろう。そしてそれ以降は、左右の龕で神主の入れ替わりがあり、さらに龕から出すことになっていたようであるが、どのような原則があったのか実際のところは不明である。

その後も宗廟内部は変化していたようである。李鼎元は、1800年の円覚寺境内について次のように記している。

仏殿は七楹なり。更に進むに、大殿も亦た七楹にして、龍淵殿と名づく。中を仏堂と為し、左右に木主を奉り、亦た先王の神位を祀り、兼ねて祧主を祀るは、志略の載する所と同じ。左序は方丈と為し、右序は客座と為し、皆な席を設く。……客座の右は古松嶺と為し、奇花異石、松の間に錯列す。左廂は僧寮と為し、右廂は獅子窟と為す。(李鼎元撰『使琉球記』巻3、嘉慶5年8月16日丙寅)³¹

これによると、仏殿の奥に龍淵殿があり、この大殿が宗廟に充てられている。左廂と右廂はかつての御照堂である。龍淵殿には住持と参詣者のための建物や園庭も附設していたようである。その内部については中央に仏像があり左右に神主が安置されているという。これだと、かつての仏式のように、子孫は廟内で祖先の神主ではなく仏に直面するのであるから、儒教的規範に忠実な宗

廟とはいえないであろう。太廟と祧廟とが向かい合っていたことも考えられるが、どのような基準であったのか判然としない。

円覚寺宗廟において、その後どのような変化があり最終的にどうなったのか、史料上の制約により知ることができない。少なくとも、崇元寺の先王廟と比べ、より仏教的な場にあったこともあって儒教的な規範は希薄にならざるを得なかったといえよう。

ところで、君主の地位というものは、「其れ父死し子継ぐるの常為り」(顧炎武『日知録』巻14、万斯大の言)というような、尊卑の序列で順調に継承されていくとは限らない。これにより、祭祀における昭穆原理もまた影響を受ける。徐葆光の観察によると、太廟において尚穆王の高祖父尚質王は祭祀されているが、尚質王の先代で兄の尚賢王の神主については言及されておらず、祧廟に移されていたようである。第二尚氏宗廟の神主配置において重視されていたのは何よりも即位の序列を明確にすることであったように思われる。

このように、円覚寺住持の異論にもかかわらず、境内の霊廟が「儒式」である程度整備されたことは、「先王尚円は始祖に係る。是に由り、惟だ二百年忌の祭祀を以て畢りと為す。余の先王は皆な百年忌の祭祀を以て畢りと為す」(『球陽』巻10、尚敬王7年:1719) というような、特別な年忌で追善供養を行えば、尚円王の祭祀に区切りをつけられる存在ではないことが王府にとって明確になったこと³²、さらに王の神主が代数によって定期的に整理される祭祀が選択されたという点で制度の確立を意味するのである。そこからさらなる昭穆観念の浸透のためには、代数ではなく世代を基準にする意識の変化が必要である。それは、幼君尚成王の後を叔父尚灝が継ぎ、やがて諸廟における神主配置のあり方を見直すべき事態が生じてからのことであった³³。

結語

以上、冊封使による観察と『球陽』の記事を中心に、歴代の琉球王(中山王)を対象とする祭祀の基礎となる、神主配置の原則について若干の考察を加えた。これにより理解されるべきは、近世琉球において「昭穆」という中国的儒教的原

理そのものは十分理解されてはいたけれども、士族層の家統意識だけでなく、王の祖先祭祀や国家的祭祀においても必ずしも整合的ではなかったということであり、必要に応じた漸進的な変化をもたらしたことである。

先王廟において注目したいのは、円覚寺も参詣した周焯が「先王廟は乃ち歴代の統祀にして一姓に非ざるなり。円覚寺は尚円より始めて本宗と為すなり」(『琉球国志略』巻7、祠廟)というように、各王統の末代の王まで祀っており、冊封使の論祭を受けていたという事実である。冊封を受けていなかったり、不徳の君とされたりする王ではあるが、その存在を無視してしまうと、空格が生じ王位の連続性が損なわれてしまうのである。そのため、民として生きた尚円の父の「由緒」はさほど尊重されず³⁴、王の父でも傍系であれば、その神主はさらに遠ざけられた。蔡文溥にとって、こうした祭祀上の扱いは王の「正統」を明確にするために当然のことであった。しかも先王廟では尚円の存在すら誇示されていない。王朝の交替を超越した祭祀空間として徹底しているが、他方において、早世し王と王との狭間にあって王になれなかった世子もまた、嫡系の正統と昭穆の観点からすると、その神主を祭祀対象に加えなければ万全とはいえなくなってきたのである。先王廟と円覚寺境内の太廟・祧廟に加えて寝廟が首里城内に設けられ、絶えず祖先祭祀が執り行われたことは、第二尚氏の歴史的優越と永続性を王府の為政者たちに確信づけたのではないだろうか。

第二尚氏の祖先祭祀では、次第に昭穆が意識されるようになっていったが、それでもなお即位の序列こそが重視され、一世代をもって一世と一括する認識は希薄であった。これにより、兄弟間の継承により宗廟から祧廟に移されるサイクルは早くなり、【図6】のように高祖父を祀っていない場合もあり得る。士族層においては、家譜中の系図を繋ぐ線は尊卑関係だけでなく「家統」「跡目」の継承関係も示しており、そこでは代数の多さが強調されていた。王統もそれと全く異質のものではなく、世代よりも代数こそが永続性を認識させる基準であった。ただし、王統をめぐる「世」の語は中国的系譜観における世代ではなく、かつて各地にいた「世の主」の統合者として現れ、近世も

「天の御拜」など国家的祭祀を執り行う主体であった王の「世」を含意していたのではないだろうか³⁵。このような固有の背景もあり、世数とは代数を表し、世代を基準とする昭穆観念が浸透しにくかったことについて着目しておきたい。

近世琉球の理解のためには、王位の継承と廟制・祭祀、史書編纂と王統観との関係など多くの課題が残されており、今後も検討していきたい。

- 1 拙稿「近世琉球の父系家統継承原理における“異例”の考察」(『琉球大学教育学部紀要』第90集、2017年)。
- 2 井上徹『中国の宗族と国家の礼制』(研文出版、2000年)を参照。
- 3 崇元寺は、首里の高台から那覇・久米村・泊の低地に向かう安里街道に面している。震災により石門石牆のみ現存。
- 4 豊見山和行『琉球王国の外交と王権』(吉川弘文館、2004年) 232-261頁。
- 5 前稿と関連しては、蔡文溥は『四本堂家礼』をまとめた人物であり、鄭弘良は鄭秉哲の父である。豊見山氏は「琉球国要書抜粹」(『石室秘稿』、国会図書館憲政資料室蔵)から、彼ら久米村儒臣への王府の詮議史料を発掘し、検討されている。
- 6 舜天居中、左英祖、右察度、似是不祧之位、制皆甚朴。寧・豊・賢・質四主制漸萃矣。即列于中三主之左右。豈高・曾・祖・考之義耶。諸皆称神主独此四主称尊靈曰未葬故也。寧為康翁、豊為宗盛、賢為秀英、質為直高。或曰諡或曰生時之別字也。其余序次多湮未詳其義。歷代多王叔撰政故祀之。今王之弟亦称撰政王云。
- 7 王の子息で世子以外の者と王の兄弟は王子と称された。撰政は王子家から任じられ三司官とともに王府の政事を統括した。当時の撰政は向象賢(羽地王子朝秀)。尚真王長男の系統である。
- 8 弘治『大明会典』巻84礼部43祭歴代帝王、万曆『大明会典』巻86礼部44廟祀1、『明史』巻50礼4、同巻51礼5を参照。
- 9 『球陽』巻8、尚貞王29年「始設尚稷王及妃尚円王妃尚懿王尚久王五位神主以行祭祀」。
- 10 去丁丑年、右御位牌被為遊御建立、於崇元寺御祭有之候儀、唐向二天子七代諸侯五代二相召候得者、則御位牌、廟二相除申御移致相違、且又尚円様 尚徳様之世子之様二唐江言上封王者御座候事与奉存候。然処、尚稷様御事、尚円様御尊父由緒を以て御位牌、崇元寺江御安置被遊候儀、成合不申御事御座候。(5条)

- 11 注10史料(康熙59年庚子の詮議書)の成立時について、豊見山氏は前年の1719年とされる(注4前掲書246頁)。**【図2】**に尚稷らの神位がないこともそのことを裏付けているように思われるが、本稿では原文のままとした。蔡文溥(前祝嶺親方)の詮議は4項目にあり8条からなる。「琉球国要書抜粹」(『石室秘稿』所収)を参照。
- 12 尚純様尤御即位不被遊御事ニ御座候得者、無子孫世子与者御替御当君御為適御祖父御座候。春秋之祭無御座候得者、情義ニ不叶御事御座候。於崇元寺先王様御同様ニ御祭有之、且亦円覚寺江茂御位牌御安置被遊可然与奉存候(注10史料4条)。中国では、北宋の「濮王典礼の議」、明の「大礼の議」が起こった。これは新帝が子としての私情から、「皇伯」「皇叔父」とすべき実父を「皇考」と尊称しようとしたことで生じた。王夫子『宋論』巻5「英宗」、趙翼『廿二史劄記』巻31「大礼の議」を参照。
- 13 尚純様・尚益様御事、追封御申訳被遊候得者、封王被成下候共ニ而御座候処、□□其御儀無御座、猶王号御付上候得者、僭号とて唐の様ニ相違、冠船御渡海之時分何様御障者無御座候共義ニ不叶与唐人氣を付、於唐も御外聞不宜様ニ奉存候。尤於往昔、僭号之方御座候得者、国之末乱世之時分之事而候得者、手本与不罷成候。秦漢以後者太平之時分ハ何分御座有間敷与奉存候。然者尚宣威様 尚質様御兩位之王号御召改 尚純様 尚益様茂右御同列ニ御座候得者、全筋ニ而以来詮議ケ間敷御座有間敷候……尚純様尚益様御兩位江も通先例王号御付上与奉存候。(注10史料8条)
- 14 李鼎元撰『使琉球記』巻3、嘉慶5年6月初8日己未。
- 15 創建天孫氏・尚忠・尚泰久・尚思達・尚金福・尚徳等王神牌、奉安于龍福寺、素所有先王神牌、合定其序。龍福寺内無有其六位神牌。至于是年、新製此六牌、与其素所有神主、改以昭穆為其序、以便奉安其寺廟之内。
- 16 天孫氏は、原初の君主とされ『球陽』冒頭に記されるが、その年代からして、荒唐無稽で実在した人物として先王廟に置くことのできない存在である。
- 17 「琉球国要書抜粹」第1項(『石室秘稿』収録)。
- 18 注10参照。
- 19 豊見山氏(注4前掲書245頁)は、次の史料を詮議の結果としているが、こちらの方が年代が古く(1691年)、詮議史料の日付が誤記されたものなのか、にわかに判断できない。
自往古世、毎年春秋二仲上戊日、祭歴代先王神主於崇元廟。然各位神主不行献帛献爵之礼。但舜天王・英祖王・察度王・尚質王各四位神主必有行献帛献爵之礼。特所以行此礼者、以有功德故也。独尚質王係子禰祭、故得以与其祭。尚巴志王・尚円王有功德、而不与其祭者、似乎闕礼也。今番朝議、尚巴志王・尚円王亦行其礼焉。『球陽』巻8、尚貞王23年、「加祭尚巴志王尚円王献帛献爵礼」
- 20 『球陽』巻10、尚敬王7年(1719)「尚稷公尚久公神主改安天王寺、尚懿公改安天界寺」。
- 21 『中山世譜』附卷全序。
- 22 『球陽』巻11、尚敬王12年「蔡温改修中山世譜」。
- 23 円覚寺素奉仏像于大殿、而大殿之側別構小堂二座、名曰御照堂、以奉先王神主。今番、改以大殿為王宗廟、将其照堂一座改修小堂、以奉仏像、名曰獅子窟、次一座改構小堂、移棲法堂僧焉。其余仍旧貫而不敢改焉。
- 24 原図は1937年調査時のものである。田辺泰『琉球建築』(座右宝刊行会、1972年)を参照。
- 25 原円覚寺大殿中間供仏、左右二間奉安先王七世以下神主。又大殿前右列設二廡、為神殿。一称上御照堂、一称下御照堂。堂各三間三龕。上堂中龕始祖諱円、左龕二世諱真、右龕三世諱清。下堂中龕四世諱元、左龕五世諱永、右龕六世寧。至于大殿二間、左間以右為上、第一位七世諱豊、第二位九世諱質、第三位十一世諱純。右間以左為上、第一位八世諱賢、第二位十世諱貞、第三位十二世諱益、皆以世為序。百世不祧、是為旧法、蓋出于仏也。嗣後列法。上堂中龕諱円(今王始祖)、左龕諱質(今王高祖)、右龕諱貞(今王曾祖)。下堂中龕諱真(円王之子)、左龕諱益(今王之父)、右龕諱純(今王之祖未及請封而薨)。按、円王・真王俱位于各堂中龕、此以円王為始祖、以真王為太宗、以其余不係五世神主、祧于大殿、蓋出于儒歟。茲住持徳叟奏言「今先王神位不合仏法、本国以仏法奉祀、則其位列応如旧法」。王上依之。
- 26 仏殿、中一間供仏。左右如夾室、蔵已祧先王神主。仏殿前、右廡為神殿、並列二堂。堂各三間、皆南向。上一堂三龕、中為尚円、「龍慶雲君」蓋其諡也。是為国王始祖。左龕尚質、今王之高祖也。右龕尚貞、今王之曾祖也。下一堂三龕、為尚真、乃尚円子、是国王太宗、与始祖尚円皆為不祧之主、故皆居正中一龕。左龕尚益。今王之父也。右龕尚純、今王之祖也。
- 27 正月初一日丑時、失火烧損円覚寺大殿。而照堂・仏殿・山門幸免火災。時住僧覚翁無有小心謬起火災。当其火烧、專一担出自己貨物、不顧先王神主及寿影、而今消失尚清王神位並尚豊王・尚賢王寿影。由是覚翁流于八重山、照堂僧流于久米山、亭僧放在于照泰寺三百日。(『球陽』巻11、尚敬王9年、「円覚寺大殿回祿」)
- 28 徐葆光撰『中山伝信録』巻5、礼儀
- 29 道光12年4月18日「尚円様御神位御安置日記」(尚家文書No.13)より抜粹。
- 30 円覚寺内亦有先王神位。中一龕五主、正中祀尚円、称龍慶雲君蓋其私諡也。為不祧之祖。中左第一主祀尚貞為高祖、中右第一主祀尚純為曾、中左第二主祀尚益為祖、中右第二主祀尚敬為禰。左一龕正中尚稷、

- 左第一主尚清、右第一主尚永、左第二主尚豊、右第二主尚質。右一龕正中尚真、左第一主尚元、右第一主尚寧、左第二主尚賢皆祧主也。与伝信録所記大異。
- 31 仏殿七楹。更進、大殿亦七楹、名龍淵殿、中為仏堂、左右奉木主、亦祀先王神位、兼祀祧主、与志略所載同。左序為方丈、右序為客座、皆設席。……客座右為古松嶺、奇花異石、錯列松間。左廂為僧寮、右廂為獅子窟。
- 32 『球陽』卷12、尚敬王19年(1731)「始定円覚・天王・天界廟元旦冬至並朔望佳節及聖忌日春秋二分于蘭盆等日期焚香献茶点燈」によると、「聖忌及御宿忌之礼」を行う先王五位が「円覚廟有円王・質王・貞王・純王・益王等」とされており、尚真王は別格ではない。
- 33 『球陽』卷22、尚泰王11年(咸豊8年戊午)「本年将先王尚穆暨妃淑徳神位奉復太廟・寝廟、而尚哲暨妃徳澤神位仍旧奉安太廟・寝廟、不遷祧廟」を参照。尚家文書の咸豊4年(1854)「御廟制一件於唐習請来候様北京大通事当山里之子親雲上江仰渡之写」(No.22)と「御廟制諸書拔書并吟味書」(No.24)は、その詮議記録である。
- 34 注10の史料では続けて、「然者大明会典之始法式、皇帝様天下御取被遊、四代先之御先祖ら廟御立置、御裔孫迄永く禘祫之御祭被遊候例有之、且亦歴代之功臣ハ於歴代帝王廟ニ從祭有之。御当代之功臣ハ於宗廟ニ從祭被下候例を以相考候得者、功臣さえ右通御座候処、況 尚稷様者御当代御先祖ニ而御座候得者、弥以御焼香可被遊儀と奉存候而、円覚寺之大廟準祧廟ニ御安置可然旨奉存候」(八条)とあり、皇帝の先祖祭祀を引き合いに出しながら、功臣が從祀されていることをもって尚稷の神位が円覚寺の祧廟で祭祀されるべきことを主張している。弘治・万曆二つの『大明会典』太廟図を見ると、前者では明太祖の高祖父、後者では太祖以下皇帝の神位の左に親王、右に功臣が配置され配享に与っているだけであり、功臣と王の父とを結び付ける蔡文溥の理由づけには牽強付会な感がある。
- 35 「天の御拝」については、豊見山氏注4前掲書241~242頁を参照。

本稿は、JSPS 科研費(課題番号16K03021)の助成による研究成果の一部である。